

福岡県大牟田建築士会細則

(入 会)

- 第1条** 本会に入会しようとする者は、別記様式第1号に会費を添えて会長に提出するものとする。
2. 本会の賛助会員になろうとする者は、別記様式第2号に会費を添えて会長に提出するものとする。

(会費の納入)

- 第2条** 規則第8条に定める会費は原則として年額15,600円又は半年額7,800円を何れも前納する。

(退 会)

- 第3条** 本会を退会しようとする会員は別記様式第3号を会長に提出しなければならない。

(旅 費 等)

- 第4条** 会員が会務のために出張する場合は旅費等を支給することができる。
2. 幹事会等招集の場合、旅費は原則として支給しない。

(委 員 会)

- 第5条** 本会の事業を推進するために必要に応じ正会員の中から幹事会において委員長及び委員を選出して各種の委員会を組織することができる。
2. 委員長は会長の指揮を受け、委員会を運営し事業の達成に努めなければならない。
3. 委員会の成案の結果は幹事会に報告しなければならない。

(慶 弔 等)

- 第6条** 正会員、準会員の表彰、または死亡等の場合は表彰又は弔慰金を贈ることができる。
- (1) 会員を表彰するとき 10,000円
- (2) 会員が死亡したとき 5,000円
- (3) 幹事会において必要と認めるとき

(内 規)

- 第7条** 規則、細則に規定のない事項で必要と認める場合は幹事会に図り決定する。

(細則の改廃)

- 第8条** この細則の改廃は幹事会の決議による。

附 則

1. この細則は平成24年5月11日から施行する。